様式第３号（第５条関係）

第　　　　　　　　　号

年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

 鳥取県　　　　　　　　　所長

とっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅登録通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあったとっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅登録については、下記のとおり登録を決定したのでとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第５条第３項の規定により通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録年月日 | 　　　　年　　月　　日 | 登録の有効期限 | 年　　月　　日 |
| 登録区分 | 県産材 | 使用量　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｍ3 |
| 県産JAS製材 | 有　（使用量　　　　　　　　　　　　　　　ｍ3）無　 |
| 県産機械等級区分構造材 | 有　（使用量　　　　　　　　　　　　　　　ｍ3）無　 |
| 県産ＣＬＴ材活用、県産内外装材、県産木塀 | 有　（使用量　ＣＬＴ 　　　　　　　　　　　ｍ3）　　（使用量　内外装材、木塀　　　　　　　 ｍ2）無　 |
| 子育て世帯等 | 住宅購入者が要綱の子育て世帯等の基準に該当する場合に限る。 |
| 三世代同居等世帯 | 住宅購入者が要綱の三世代同居等世帯の基準に該当する場合に限る。 |
| 伝統技能活用 | 有　（　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　）無 |
| 所在地（地名・地番） |  |
| 延べ面積 | ㎡ | 階　　数 | 階建 |
| 着工予定日 | 　　　　年　　月　　日 | 販売開始予定日 | 年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| 【補助対象住宅の登録に関する注意事項】１　登録住宅の購入者は、登録通知書に記載された登録区分に応じた補助金を受けることができます。・実際の住宅建設において、県産材、県産規格材、県産機械等級区分構造材、県産CLT材、県産内外装材若しくは県産木塀の使用量が登録通知書の記載内容より少ない場合又は伝統技能活用の取りやめ若しくは使用量等の縮小があったときは、補助金が減額される場合があります。・登録通知で「無」の区分の補助金は受けられません。・子育て世帯等及び三世代同居等世帯に係る補助金は、住宅購入者が該当する場合のみ受けられます。２　登録住宅購入者に本補助金が交付された場合、この登録の効力は失われます。３　通知に記載された登録の有効期限までに補助金交付申請がされなかった場合、住宅購入者は本補助金を受けられません。４　住宅の建設を中止した場合や、設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなった場合は、速やかに当事務所に登録辞退の届出を行ってください。５　他の事業者に登録住宅を承継取得させた場合、取得した者は当事務所に「地位承継承認申請」を行う必要があります。地位承継の承認を受けないまま販売された場合、住宅購入者は本補助金を受けることができません。 |

【とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱　関係部分抜粋】

（建売住宅の登録）

第５条　建売住宅を建設する者は、当該住宅を購入した者が本補助金の交付を受けることができる住宅（以下「補助対象住宅」という。）として登録するよう、毎年３月20日（休日のときは、直前の平日）を期限として当該住宅の建設工事に着手する前に、様式第１号の申請書により所管事務所長（当該住宅の所在地を管轄する総合事務所長又は東部建築住宅事務所長をいう。以下同じ。）に申請することができる。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　配置図及び平面図

（２）　とっとり住まいる支援事業建売住宅事業計画書（様式第２号）

（３）　その他所管事務所長が必要と認める書類

３　所管事務所長は第１項の規定による申請のあった建売住宅の登録を決定したときは、様式第３号により申請者に通知するものとする。

４　前項の登録（以下「登録」という。）を受けた建売住宅（以下「登録住宅」という。）を建設する者（第８条第１項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「建売事業者」という。）は、登録の決定日が属する年度内に着工しなければならない。

（登録の辞退）

第６条　建売事業者は、登録住宅の建設を中止したとき、又は設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなったときは、様式第４号の届出書により所管事務所長にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第７条　所管事務所長は、登録住宅が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

　(１)　前条の規定による届出があったとき。

　(２)　補助対象住宅に該当しなくなったとき。

　(３)　その購入について本補助金が交付されたとき。

　(４)　登録から１年を経過するまでの間に、本補助金の交付申請が行われなかったとき。

　(５)　建売事業者以外の者が他者に譲渡するために承継取得したとき。

　(６)　その他建売事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

２　所管事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を建売事業者へ通知するものとする。

（地位の承継）

第８条　建売事業者から他者に譲渡するために登録住宅を承継取得した者は、当該事業者の地位を承継することについて、様式第５号の申請書により所管事務所長に申請し、その承認を受けなければならない。

２　所管事務所長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

様式第４号（第６条関係）

とっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅登録辞退届出書

　　年　　月　　日

鳥取県　　　　　　所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　　－

申請者　 住　所

業者名及び代表者職氏名

電　話　　　　　－　　　　　－

　　　年　　月　　日付第　　　号により登録の決定を受けたとっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅について、下記理由により登録を辞退したいのでとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱第６条の規定により届出ます。

記

　辞退理由

様式第５号（第８条関係）

とっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅地位承継申請書

　　年　　月　　日

鳥取県　　　　　　所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　　－

申請者　 住　所

業者名及び代表者名

電　話　　　　　－　　　　　－

　　　年　　月　　日付第　　　号により登録の決定を受けたとっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅に係る建売事業者の地位を承継したいので、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録年月日 |  |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 建売事業者 |  |
| 承継事業者 |  |
| 添付書類 | ・とっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅登録通知書（様式第３号）の写し・承継取得に係る契約書の写し |

様式第７号（第10条関係）

番　　　　　　　　　号

年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　　　所長　　　印

とっとり住まいる支援事業補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり住まいる支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

　　本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・とする。

２　交付決定額等

　　本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

　　（１）算定基準額　　　金　　　　　円

　　（２）交付決定額　　　金　　　　　円

３　経費の配分

　　本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 交付対象経費 | 交付決定額 |
| 県産材 | 円 | 円 |
| 県産JAS製材 | 円 | 円 |
| 県産機械等級区分構造材 | 円 | 円 |
| 県産ＣＬＴ材県産内外装材 | 円 | 円 |
| 子育て世帯等支援 | 円 | 円 |
| 三世代同居等世帯支援 | 円 | 円 |
| 伝統技能活用 | 円 | 円 |

４　交付額の確定

　　本補助金の額の確定は、補助事業の実績についてとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成２６年３月２５日付第２０１３００１９２９４４号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第４条の規定を適用して算出した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

　　本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）の規定に従わなければならない。

様式第７号の２（第10条関係）

番　　　　　　　　　号

年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　事務所長　　　　　印

とっとり住まいる支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

　　　年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり住まいる支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第１８条第１項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第８条第１項及び第１８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

　　本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・とする。

２　交付決定額等

（１）本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

　（ア）算定基準額　　　金　　　　　円

　（イ）交付決定額　　　金　　　　　円

（２）本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 交付対象経費 | 交付決定額 |
| 県産材 | 円 | 円 |
| 県産JAS製材 | 円 | 円 |
| 県産機械等級区分構造材 | 円 | 円 |
| 県産ＣＬＴ材県産内外装材 | 円 | 円 |
| 子育て世帯等支援 | 円 | 円 |
| 三世代同居等世帯支援 | 円 | 円 |
| 伝統技能活用 | 円 | 円 |

（３）交付確定額は、交付決定額のとおりとする。

３　補助規程の遵守

　　本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及びとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成２６年３月２５日付第２０１３００１９２９４４号鳥取県生活環境部長通知）のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）の規定に従わなければならない。

様式第９号（第12条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

県内プレカット加工証明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

下記の住宅に使用した木材（県産材）のプレカットは、当社が実施したことを証明します。

建築主

建設地

施工事業者名

様式第10号（第13条関係）

　　　年　　月　　日

鳥取県　　　　　　　所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　　－

 申請者　　住所

 氏名

 　　電話

とっとり住まいる支援事業補助金進捗状況報告書

　　年　　月　　日付第　　　　　　　　　　号による交付決定に係る事業について、鳥取県補助金等交付規則第１７条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | とっとり住まいる支援事業補助金 |
| 交付決定 | 算定基準額 | 交付決定額 |
| 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 交付決定を受けた年度に係る実績 | 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 交付決定を受けた年度の翌年度に係る見込 | 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 着工年月日 | 　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 完成予定年月日 | 　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |

様式第11号（第９条関係）

省エネルギー性能説明書

当該住宅の省エネルギー性能を説明します。この説明書に記載の事項は、事実に相違ありません。

［１　建築物に関する事項］

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地域区分：　　　　　地域建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準 | 基準値 | 計算値 | 判定 |
| 外皮平均熱貫流率(UA値) |  |  | □適合　　□不適合 |
| 冷房期の平均日射熱取得率(ηAC値) |  |  | □適合　　□不適合 |
| 一次エネルギー消費量(BEI) | 1.0以下 |  | □適合　　□不適合 |

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：　　・　　・　　・ |

［２　建築士に関する事項］

|  |
| --- |
| 氏名：　　　　　　　　　資格：　　　　建築士　　　　　　登録第　　　　号 |

［３　建築士事務所に関する事項］

|  |
| --- |
| 名称：　　　　　　　　　所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区分（一級、二級、木造）：　　　　建築士事務所 |

（参考１）建築物エネルギー消費性能基準一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　区分 | 国省エネ基準（１の判定基準） | 国基準 | とっとり健康省エネ住宅性能基準 |
| T-G1 | T-G2 | T-G3 |
| 断熱性能　UA値 | 0.87～0.75 | 0.60 | 0.48 | 0.34 | 0.23 |
| 気密性能　C値 | － | － | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 冷暖房費・CO2削減率 | 0% | 約10%削減 | 約30%削減 | 約50%削減 | 約70%削減 |

※ZEHは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。断熱化による省エネと太陽光発電などの創エネにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅をいう。

（参考２）国の建築物エネルギー消費性能基準（地域区分ごと）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ４地域 | ５地域 | ６地域 |
| 外皮平均熱貫流率(UA値) | 0.75以下 | 0.87以下 | 0.87以下 |
| 冷房期の平均日射熱取得率(ηAC値) | － | 3.0以下 | 2.8以下 |
| 一次エネルギー消費量(BEI) | 1.0以下 | 1.0以下 | 1.0以下 |

４地域：若桜町、日南町、日野町

５地域：倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町

６地域：鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町

上記について、説明を受けました。

令和　年　月　日

建築主氏名